

**令和4年度 販路開拓・展示会等
出展支援事業費補助金
公募要領**

**(公財)石川県産業創出支援機構
販路開拓推進部 販路開拓課**

1 目的

本事業は、石川県内に主たる事業所等を有する中小企業者等の、国内外（県内は除く。）における展示会・見本市等への出展に係る事業に対して、その費用の一部を補助することにより、県内中小事業者等の販路開拓を支援するとともに、産業の振興・発展を図ることを目的としています。

2 補助対象者

以下の（１）および（２）を全て満たす事業者

- （１）石川県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（※）（従業員数5名以下の中小企業者を含む）、個人事業主であること

※本社が県外にある場合は、主たる事業所が県内にあること

※事業所とは、従業員を配置して営業活動を行っている支店・支社・営業所等のこと

- （２）令和3年10月～令和4年3月の6か月間の売上合計が、平成30年度（平成30年10月～平成31年3月）、令和元年度（令和元年10月～令和2年3月）、令和2年度（令和2年10月～令和3年3月）の同期間の売上合計のいずれかと比較して減少していること

※ 中小企業者とは、以下の表の左欄に掲げる主たる事業として営んでいる業種が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす会社及び個人をいいます。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- ・ 常時使用する従業員には、事業主・法人の役員・臨時の従業員を含みません。
- ・ 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づきます。
- ・ 大企業と以下に掲げる関係を持つ企業（いわゆる「みなし大企業」）は対象外です。
 - ①発行済株式総数又は出資価格総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ②発行済株式総数又は出資価格総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
（ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は、大企業として取り扱わない）
- ・ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団員等と関係がある場合）については、本補助金の対象外となります。

3 スケジュール (予定)

日程	内容
令和4年4月13日(水)～5月31日(火)	公募
令和4年6月上旬～下旬	審査・採択決定
令和4年7月上旬	交付決定

4 対象事業

項目	内容
事業期間	令和4年4月13日(水)以後に開始し、令和5年2月28日(火)までに完了する事業 (事業経費の支払等も含めたすべてが完了するまでの期間)
補助対象事業	国内外(県内は除く。) における 展示会・見本市等への出展 (例)・オンラインを含む展示会・見本市等への出展(自社開催は除く) ・展示即売会や物産展等への出店 ・百貨店やセレクトショップ等でのポップアップストア出店 ※自社の製品・技術・商品・サービスの販路開拓を目的としていないものは対象外とします。 ※開催概要のない展示会等への出展は対象外とします。 ※特定の顧客を来場対象とする展示会や商談会等は対象外とします。
補助対象経費	小間料(出展料)、什器備品借上料、輸送費、保険料、資料(パンフレット等)作成費、印刷費、光熱水費、通信費、通訳費、雑役務費、委託費(企画制作、設計、設営装飾)
補助上限・率	補助金額：上限50万円 ※補助金額が10万円以上の事業であること。 (1,000円未満の端数は切り捨て) 補助率：2/3(※3/4) ※売上を比較した6ヶ月の内、任意の1ヶ月の売上が30%以上減少している場合
その他 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・他の販路に係る補助金と本補助金との重複申請は認められません。 ・消費税及び地方消費税につきましては、原則、補助対象外とします。 ・補助対象経費が事業期間内(令和4年4月13日～令和5年2月28日)に支払われていることが必要です。 ・複数の取組(2つ以上の展示会出展等)を申請することは可能です。 ・クレジットカード(リボ払い含む)、電子マネー、QRコード払いでの支払いは対象外とします。

5 公募方法

(1) 提出方法

(2) に記載されている書類を、A、Bいずれかの方法でご提出ください

- A. 郵送または宅配便（FAX、メール等での提出は不可）
- B. GビズID（電子申請システム）による提出（提出方法はホームページをご確認ください）

(2) 提出物

1. 販路開拓・展示会等出展支援事業費補助金 交付申請書
 - ・交付申請書（様式第1号）、売上比較表（別紙1）、補助金額計算書（別紙2）
 2. 直近の決算書や確定申告書等、現在営業していることが分かるもの
 3. 売上が減少したことを確認できる資料（詳細は別添資料をご覧ください）
 4. 経費の根拠資料（見積書、請求書、展示会案内等で経費明細が確認できるもの）
 5. 取組の概要が分かる資料（例：出展する展示会のパンフレットや催事の開催概要等）
- ※②～⑤はコピーでもよいものとします。

申請書の様式については、（公財）石川県産業創出支援機構ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41161562.html>)

(3) 提出期限

令和4年5月31日（火） 17:00（必着）

6 審査・採択等

(1) 審査方法

原則として書面審査とし、必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。
（審査は非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。）

(2) 通知

審査結果につきましては、（公財）石川県産業創出支援機構から通知いたします。
なお、採択された場合でも、予算の都合等により補助金額が減額される場合があります。

(3) その他

企業名、住所、電話番号、代表者名、事業名、事業期間、補助金額等を公表する場合があります。

7 補助金の交付

補助金の交付に際しては、下記の手順に従って手続きを進めてください。

(1) 実績報告書の提出

- ・補助対象事業の事業完了後に実績報告書（当該年度の成果にかかる報告書（様式第5号）及びその経費に係る経理証拠書類等）を提出していただきます。

※なお、上記に加え、展示会等の様子が分かる写真画像、外部へ委託した場合は、企画書・仕様書・制作物を提出してください。

※実績報告書の提出時期は、事業期間終了から2週間以内を予定しています。

(最終締切：令和5年2月28日(火)・17時必着)

- ・(公財)石川県産業創出支援機構にて、実績報告書を確認後、額の確定通知書(様式第6号)を発行します。

(2) 請求書の提出

- ・額の確定通知書の到着後、通知書に記載されている補助金額を補助金請求書(様式第7号)に記入し、提出していただきます。
- ・(公財)石川県産業創出支援機構にて内容を確認後、補助金を交付します。

8 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきまして、ご了承ください。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を一定以上変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。事前の変更手続きを経ていない事業については補助対象外となります。
- (2) 補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません
- (3) 補助事業期間中の進捗状況及び補助事業終了後の確定検査のため、(公財)石川県産業創出支援機構等が実地検査に入ることがあります。
- (4) 補助事業者が本事業に関して他の用途への無断流用、虚偽報告等をした場合には、補助金の交付取消・返還不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (5) 補助事業に対し、補助金交付後、(公財)石川県産業創出支援機構等からフォローアップ調査(成果などに関する聞き取り調査、アンケート調査等)を行うことがあります。

9 問い合わせ先(申し込み先)

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター 新館1階

(公財)石川県産業創出支援機構(ISO) 販路開拓推進部 販路開拓課

TEL: 076-267-1140 (9:00~17:00 [※土日祝日を除く])

E-mail: hanro.hojokin@isico.or.jp

※よくあるご質問については、販路開拓・展示会等出展支援事業費補助金Q&Aをご覧ください。

<https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41161562.html>

別添資料

《売上高減少に係る証明について》

証明となる各資料の対象期間および比較期間にマーカーを引くなど、分かるようにしてご提出ください。

1 法人の場合

- ① 令和3年10月から令和4年3月までの6か月間の売上高合計が確認できる書類のコピー
(以下のいずれか)
 - ・法人事業概況説明書1、2ページ
 - ・試算表
 - ・対象期間の売上を記載した売上台帳

- ② 令和2年、令和元年（平成31年）、又は平成30年の①と同期間（比較期間）の売上が確認できる書類のコピー（以下のいずれか）
 - ・法人事業概況説明書1、2ページ
 - ・試算表
 - ・比較期間の売上を記載した売上台帳

2 個人事業主の場合

- ① 令和3年10月から令和4年3月までの6か月間の売上高合計が確認できる書類のコピー
 - 【確定申告が青色申告の方】
 - ・対象期間の売上を記載した売上台帳
 - 【確定申告が白色申告の方】
 - ・対象期間の売上を記載した売上台帳

- ② 令和2年、令和元年（平成31年）又は平成30年の①と同期間（比較期間）の売上月額が確認できる書類のコピー
 - 【確定申告が青色申告の方】（以下のすべて）
 - ・比較期間の所得税確定申告書（申告書B）第一表・第二表、青色申告書決算書1、2ページ
 - ※青色申告決算書2ページ目に記載された月別売上（収入金額）で売上が確認できない場合は、売上台帳も添付してください。
 - 【確定申告が白色申告の方】（以下のすべて）
 - ・比較年の所得税確定申告書（申告書B）第一表・第二表、収支内訳書1、2ページ
 - ※確定申告書の「事業収入」を12で割って平均月間売上高を算出してください。